

■教育行政のポイント

高校の“早期卒業制度”

菱村 幸彦

6月4日、平野文部科学相は、国家戦略会議で「社会の期待に応える教育改革の推進」と題する教育改革案を発表した。

飛び入学は制度化されているが

今回、文科省が提示した教育改革案は、大学機能の再構築や国立大学のミッションの再定義など大学改革がメインとなっている。大学改革は、わが国の教育にとって重要な課題だが、ここでは一つだけ大学改革の一環として、マスメディアで話題となった「高校早期卒業制度」について取り上げる。

高校早期卒業制度は、優れた能力を有する高校生の早期卒業を認め、大学への「飛び入学」を促進しようとする施策である。

実は、大学への飛び入学は、すでに制度化されている。すなわち、平成9年の学校教育法施行規則の改正により、数学と物理の分野に限って、17歳（高校2年生）からの大学入学を認める例外措置が導入され、さらに、平成13年の学校教育法の改正により、対象分野の制限が撤廃され、数学・物理以外の分野でも飛び入学が可能となった。

だが、この例外措置を導入しているのは、千葉大学、名城大学、昭和女子大学、成城大学などごく一部の大学に限られている。東大や京大などいわゆる難関大学は飛び入学の措置を導入していない。また、この制度で飛び入学した生徒はこの10年間で100名程度にとどまっている。

制度化されながら、なぜ飛び入学の導入は進んでいないのか。その理由としては、①飛び入学の効果に対する疑問、②全人格的成長に対する懸念、③いわゆる「エリート教育」へのアレルギー等が考えられる。高校生にとっては、成績優秀者が目指す難関大学に例外措置が導入されていないため、飛び入学がインセンティブとなっていない。特に飛び入学は高校中退となるため、大学を中退すると最終学歴が

「中卒」になる等のデメリットがあることも影響していると言われている。

高校課程修了の認定をどうするか

そこで、今回の改革案では、飛び入学する生徒に高校の早期卒業を認めようとしているわけだが、これを実施するには、クリアすべき課題が少なくない。なかでも卒業要件の問題は難しい。現行法では、高校卒業の要件として、修業年限が3年で、学習指導要領に定める必修科目を含めて75単位以上を修得することが義務付けられている。高校早期卒業の方法として、この要件をどう扱うかが課題となる。

2年間で高校卒業に必要な単位をすべて修得させることは、カリキュラム運営上無理がある。かといって、大学の入学許可をもって、高校課程修了とみなすことは、大学が全入状況にある中では適切とは思われない。センター試験や高校卒業程度認定試験を活用する方法も考えられるが、現在のセンター試験は、入試選抜を目的とするもので、高校課程修了の認定には適さない。高校程度卒業認定試験は、高校に通学できなかった者を対象としているため、合格水準が低く設定しており、優秀な生徒に適用するのはそぐわない。いずれにしても、早期卒業制度は、大学側にも高校生側にも魅力のあるものとなるよう制度設計する必要がある。

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど欧米諸国では、優れた能力を持つ生徒を早期に一流大学に受け入れて英才教育を行っている。知的基盤社会が叫ばれ、諸外国が知力を競っている中で、わが国のみ優れた能力の伸長を図るシステムが機能しないようでは、国際競争に取り残される。この際、戦後教育が遠ざけてきた英才教育に向けて大きく舵を切ることを望みたい。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所代表理事）

●最新刊好評発売中！ 管理職選考の最後の関門、口述選考の合格対策！

2013 全国学校管理職選考 口述合格対策集

【編集】教育開発研究所

A5判 256頁／定価 2730円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）